

不渡情報の共同利用について

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や金融機関等に多くの弊害を与えることとなります。

このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客さまおよび当座取引開始をご相談されたお客さまの個人データについては、電子交換所に提供され、参加金融機関等で後掲 1. に掲げる情報の還元や当座取引開設のご相談時や貸出のご相談時の不渡情報の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

1. 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人（為替手形については引受人です。以下同じです。）および当座取引開設の依頼者に係る情報で、つぎのとおりです。

- (1) 当該振出人の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書）
- (2) 当該振出人について屋号があれば、当該屋号
- (3) 住所（法人であれば所在地）（郵便番号を含みます。）
- (4) 当座取引開設の依頼者の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば、当該屋号）
- (5) 生年月日
- (6) 職業
- (7) 資本金（法人の場合に限ります。）
- (8) 当該手形・小切手の種類および額面金額
- (9) 不渡報告（第 1 回目不渡）または取引停止報告（取引停止処分）の別 余剰
- (10) 交換日（呈示日）
- (11) 支払銀行（部・支店名を含みます。）
- (12) 持出銀行（部・支店名を含みます。）
- (13) 不渡事由
- (14) 取引停止処分を受けた年月日

2. 共同利用者の範囲

- (1) 電子交換所（全国銀行協会）
- (2) 電子交換所の参加金融機関

3. 利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

4. 個人データの管理について責任を有する者の名称等

一般社団法人全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 1 号 銀行会館

代表者氏名は、下掲のウェブページにおける「4. 個人データの共同利用について」－「(1) 官報情報の共同利用」－「D. 個人データの管理について責任を有する者の名称」に掲載しています。

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/privacy>

ダイレクトマーケティングの中止に関するお取扱いについて

中日信用金庫では、ダイレクトメールの送付やテレマーケティング等のダイレクトマーケティングで個人情報を利用することについて、ご本人さまからこれを中止するようお申し出のあった場合は、直ちに当該目的での個人情報の利用を中止します。

お問い合わせについて

個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望は、お取引店または下記の窓口までご連絡ください

中日信用金庫 事務統括部

住 所：〒462 - 0844 名古屋市北区清水二丁目 9 番 5 号

電話番号：052 - 913 - 1152 F A X：052 - 913 - 3564

受付時間：午前 9 時 30 分～午後 5 時 00 分

中日信用金庫